

城東台子ども会保護者会規約

〔名称及び事務所〕

第1条 この会は、城東台子ども会と称し、事務所を城東台南集会所におく。

〔目的〕

第2条 この会は、城東台子ども会（以下子ども会という）の活動を行うとともに、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

〔事業〕

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 子ども会活動に関する指導援助
2. 子ども会運営に関する事務
3. その他、目的達成に必要な事項

〔組織〕

第4条 この会は、城東台子ども会会員の保護者をもって組織する。

〔役員構成〕

第5条 この会に次の役員をおく。

会長	1名	
会計	1名	
会計監査	2名	但し、兼任を妨げない。

〔役員任務〕

第6条

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 会計は、本会の会計を担当する。
3. 会計監査は、本会の会計を監査する。

〔役員任期〕

第7条 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時には、補欠により選任する。なお、補欠により選任されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

〔役員選出〕

第8条

1. 会長以下全員は、保護者の子ども会役員改選時に選出し、年度末の保護者会において承認を得るものとする。
2. 会計監査は、前年度の会長及び会計の担当者が指名し、役員会の承認を得るものとする。

〔会議〕

第9条

1. この会は、第5条の各役員で構成する。
2. 次の事項は保護者会で決定または承認しなければならない。
 - ア) 規約の改正及び変更（決定）
 - イ) 前年度の事業ならびに決算及び監査結果（承認）
 - ウ) 当該年度事業ならびに予算（決定）
 - エ) 役員選出
 - オ) その他、会の運営上の重要事項
3. 次の事項は役員会で決定することができる。
 - ア) 総会で決議された事項の運営
 - イ) 予算の補正
 - ウ) その他、会の運営上の重要事項
 - エ) 緊急やむを得ない事項
4. 会議は会長が招集する。
5. 会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

〔会 計〕

第10条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

1. 会費は、年度末の保護者会で決定する。
2. 年度途中での入退会は、月割で会費を徴収または返金する。
3. 城東台西・東・南町内会の組織部に属しているため、他町内会からの入会に際しては、初年度のみ入会金として一人につき1000円を申し受ける。
ただし、再入会の場合はこの限りではない。
4. 会計年度は原則として、その年の4月1日から始まり、翌年3月末日に終わる。

〔書面による通知〕

第11条

1. 会長は年度初めに、規約、役員名簿、活動計画書、予算書を全会員に書面を持って通知すること。
2. 会長は年度終了時に、活動報告書、決算書を作成し、全会員及び翌年度会員に書面を持って通知すること。

〔保護者会集会〕

第12条

1. 会長が必要と決めたときは、全会員による保護者会集会を招集することができる。
2. 過半数の会員から開催の請求があったとき、会長は保護者会を招集しなければならない。

【附 則】

平成25年3月1日	設立
平成25年3月1日	施行
平成26年3月1日	改訂